

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
469	総論	3	海洋という「場」（3ページ）について、地球温暖化のような人為的環境変化のみが強調され、海洋の本来の姿である全球あるいは大洋規模での数十年スケールの自然変動への認識が欠けている。この認識をベースにした海洋の継続的かつ詳細モニタリングこそ、「海を知る」ための不可欠の要件であり、それなしに「海洋資源や海洋空間の持続的な利用」を考えるのは不十分な計画といわざるを得ない。	科学的に未解明な分野が多い海洋に関する諸現象の解明にあたっては、海洋が地球というシステムを有する重要な構成要素の一つであるという視点は必要不可欠なものであるとの認識に立っており、このため目標1においても、「地球環境に対する海洋の役割の大きさを考慮すれば、問題解決に対し海洋関係分野の果たす役割は大きい」旨記述しています。 また、第1部3「科学的知見の充実」においても、地球温暖化のみならず長期的な気候変動現象の解明も含め、地球環境問題として表現しているものであり、このような視点に立ち、海洋調査、基礎研究の充実等図っていくこととしています。
470			海洋に関する情報の一元的管理・提供体制を整備する（例えば9ページや27ページ）とあるが、情報の一極集中を促進するのは違うことを明記し、表現を改善すべきである。1990年代後半から、インターネットの急速な普及により、世界の情報流通システムは一極集中型からネットワーク型へと急転回している。一カ所の拠点を設け一元的に情報を管理するシステムの危険性も指摘されてきた。世界中の多くの情報発生点がネットワークで結ばれ、インベントリーの充実によって自在に世界の情報にアクセスできるというのが現代の趨勢である。	ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
471			本基本計画全ページにわたり、「・・・等」という表現がきわめて多い。このため、文意を曖昧にし、文章から迫力を削いでいる場合がある。不要な「等」はできるだけ削除し、「等」を使用する場合は具体的事例を少なくとも2件挙げて「A・B等」のような表現にしてはどうか。	計画全体の分量も考慮しつつ、原案を作成していることをご理解願います。
472	総論	1	1ページ、10行目：海のかげがえのなさが、水の機能を中心に記されているが、海は地球の多様な生命を育んできた場でもあることも述べるべきであろう。 「・・・世界各地の気候・気象の動態にも深く関与している。加えて、 <u>海洋は地球の生命の誕生以来、様々な生物の生活の場として、多様な生命を育んできた。</u> このように、・・・」	ご指摘の点につきましては、事実ではあると考えますが、ここでは地球の生命体のうち、特に我々人類を含む陸上生物にとっても海洋が重要であることを水循環を例に示したものです。海洋生物にとって海洋が不可欠であることは自明であると考えます。
473	総論	4	4ページ、18行目：海洋を「知る」「利用する」「守る」とあるので、その直下の①～⑥の項目もこの順番に並べるのがわかりやすい。現在③とされている「海洋に関する科学的知見の充実」を①にしてほしい。第1部の順番も入れ替える（「3. 科学的知見の充実」を「1. 科学的知見の充実」とする）。海洋基本計画では、海洋の関する知見を深めることが、まず第一になされるべきであることを明示する。	記述順序につきましては、海洋基本法の条項に則したものであることをご理解願います。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
474	第1部 1	6	6ページ, 13~14行目: 冗長な表現の修正。 「・・・, 再生産可能な資源については <u>の持続可能な利用が実現されるよう</u> ・・・」	文意に影響を与えるものではなく、修正の必要性はありません。
475	第1部 3	8	8ページ, 下から3~2行目: 記述が不十分なので, 下記のように補足する。 「海洋は、依然として人類にとって未解明の領域が多く、 <u>海洋の熱・物質循環の変動、及び海の変化が海洋生物・資源や地球環境に与える影響といった問題等の地球規模での問題や、</u> ・・・」	ご指摘の箇所は、地球規模の全人類の課題についての問題を表記している箇所であり、海洋基本計画全体では、総論をはじめとして記述がなされている部分であるので、詳細に例示を書き下す方針とはしていません。
476	第1部 3	9	9ページ, 6行目: 海洋調査と海洋に関する研究開発との違いを明確にし, かつ読みやすくする。 「・・・観点から、海洋調査（例えば、基礎的な海域データの取得、データの品質管理、長期にわたる継続観測など）と海洋に関する研究開発（例えば、観測技術の刷新、資源回収技術開発、モデル解析手法の改良など）の推進についてを戦略的に推進することが・・・」	海洋調査、海洋に関する研究開発については、第2部においてそれぞれ節をたてて記述しています。
477	第1部 3	9	9ページ, 8行目: 基礎研究の具体的重要性について記載する。 「・・・基礎研究に関しては、物理学、化学、生物学、水産学、地学など多彩な自然科学分野が、 <u>国際的視野に立って連携・協力し、海洋における各分野の主導的研究をより深化させるとともに、新たな学際領域の創始・開拓を目指す。地道で真摯な真理探究と</u> ・・・」	様々な研究領域の連携・協力については、「研究領域を結集して対応することが重要」であるとして明確にしております。また、海洋基本計画はあくまでも政府の取組を示すものであるため、研究者の視点により自由な発想で行う研究活動の充実を図ることが必要である」視点を明確化することとしており、これらにより、各分野の主導的研究の深化、新たな学際領域の創始・開拓についても期待できると考えています。
478	第1部 3	9	9ページ, 9行目: 対比を明確にして読みやすくする。 「・・・持続的に発展させていくことが必要である。 <u>また一方トップダウン的研究については、例えば、海底の地震発生帯や</u> ・・・」	ご指摘の箇所については、第2部において「政策課題対応型研究開発」として表現しておりますが、例えば独立行政法人等による基礎研究の取組も含んでおりおりますので、「トップダウン的研究」という用語は必ずしも適当な表現とは考えていません。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
479	第1部 3	9	9ページ、下から7～4行目：国際的な観点が出ていないので追加する。 「・・・という問題がある。これは、国際的な海洋データ・情報の交換にも関連する問題である。そのため、各機関に分散している海洋関係の諸情報をについて、海洋産業の発展～効率的・合理的なものとなるよう、国際海洋データ・情報交換システム(IODE)に基づく一元的な管理・提供を行う体制を整備する必要がある。」	海洋に関する情報の一元的管理・提供の取組は、第2部6において記述していますとおり、海洋産業の発展や科学的知見の充実に資するものとして、幅広い目的を有しております。ご指摘のIODEへの対応も重要であり、この取組も含みうると考えておりますが、IODE対応のみに特化した記述とすることは適当でないと考えます。
480	第1部 3	10	10ページ、16～17行目：以下のように、内容をわかりやすくする。 「・・・関係府省連携の下、産業界が積極的に投資できるような仕組みを構築するなどして、海洋観測技術の開発・発展に必要な産学官の強い連携を実現することが重要であるこれらの新しい構想に係る提案等に関し実現可能性や波及効果等を明確化する必要がある。」	ご指摘の段落は、経済団体や学界等から提案されている様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に関し、実現可能性や波及効果等を明確化し可能なものから実現していくことを示しております。 ご趣旨のように、海洋に関する新しい構想等につき可能なものを逐次実現し、成果を国民に還元していく観点から、海洋観測技術分野に限らず産業界との連携は必要不可欠と考えています。このため、第2部7等において、産・学・官の連携について強化すべきである旨記述しています。
481	第1部 6	14	14ページ、19行目：データ公開の重要性に触れる。 「・・・調査・研究を推進し、データや情報を国際ルールに則って公開するとともに、より正確な予測モデル・・・」	当該部分は、国際的な協調について記述しており、ご意見の内容をあえて書かなければならない理由はないと考えています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
482	第1部 6	14	14ページ、19～20行目：IPCCに限定せず内容を一般化してふくらませる。 「・・・より正確な予測モデルの構築や基礎科学の発展のため、国際的な枠組みで地球規模での海洋科学研究に取り組んでいる組織やプロジェクト（例えば、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）など）への貢献等し、先導的役割を果たす必要がある。」	IPCCに限定していないことは、本計画において記述しています。
483	第2部 1	15	15ページ、「(1)水産資源の保存管理」の冒頭の4行部分には、次元の異なる2つの内容が併記されている。「その際、」という言葉で両者を結ぶのは不適切である。以下のようにして、水産資源の回復、管理、保全と、「里海」の考え方は次元が異なることを明確にする。 「・・・持続可能な利用を推進する。その際、また沿岸海域においては、自然生態系と調和しつつ・・・」	当該部分から明らかなように、「里海」の考え方は、水産資源の回復を図りつつ、持続可能な利用を推進することと対立するものではありません。このため、当該部分の第1文の一環として記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
484	第2部 1	17	17ページ, 11~12行目: 「資源」「例えば」という言葉を追加し, 広く全般的な資源開発が制限されることのないように配慮する。 「・・・将来のエネルギー源となる可能性のある自然エネルギー・資源に関し, 地球温暖化対策の観点からも, 必要な取り組みや検討を進める。例えば, 洋上における風力発電・・・」	本計画では, 総合的かつ計画的に講じるべき施策について記述していることをご理解願います。
485	第2部 2	18	18ページ, 3~4行目: 二酸化炭素のみに限定せず, 広く温室効果気体全般を対象とする。 「・・・気候変動の緩和や, 海水の二酸化炭素濃度の増加による温室効果気体の大気-海洋間での気体交換による海洋環境への影響等に関する科学的知見の充実を図り, ...」	二酸化炭素以外の温室効果ガスによる海洋環境への影響については, 現時点では研究等による指摘が少ないものと考えますが, ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
486	第2部 2	18	18ページ, 「(1) 生物多様性の確保等のための取組」: 生物多様性という問題について, 最初から, 生物多様性が重要な海域とそうでない海域に分けてしまう発想は疑問である。生物多様性は海洋全体に関わる問題であり, 決してローカルな現象と捉えるべきでない。全海洋の生物多様性を維持することの重要性をまず謳うべきではないか。その前提を明記した上で, それでもなお特に緊急の対策を講じるべき海域について具体的取組を提言する, という論理構成にすべきである。	生物多様性の確保については, 海域だけに限定せず取り組むべき課題であることから, 第2部2において, 「平成19年11月に策定した第三次生物多様性国家戦略に基づく海洋における生物多様性の確保...のための取組を実施していく必要がある」ことを記述した上で, 「生物多様性の確保を効率的に実施するためには, 重要な海域において重点的に対策を講じることが有効である」ことを記述しています。
487	第2部 2	18~19	19ページ, 「(3) 海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進」は, 重要な項目であるにもかかわらず, その直前の項目(1)と(2)の内容に比べてごく簡潔な記載しかなされていない。例えば以下のようにして, 内容をさらに充実させる必要がある。 19ページ, 下から8行目: 内容を追加する。 「・・・吸収メカニズムの解明に関する研究、及び海流や海水の特性などの監視(モニター)の継続・発展と変動の予測のための研究等を推進する。」 19ページ, 「(3) 海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進」の第3段落, 第4段落として, 以下のような文章を追加する。 「陸から大気や河川を経由して, また船舶の運航に起因して海洋にもたらされる人工有機物質, 人工放射性核種, 重金属化合物など人為的汚染物質の濃度分布とその時間変動を, 海洋大気, 海水, 海底堆積物, 海洋生物等について観測調査し, 海洋環境における移動経路や生物濃縮過程に関する研究を推進する。」 「地球温暖化によるメタンハイドレートの溶解促進が危惧されている。このような深海における環境変化についても, 深層海水の化学分析や海底物質・底生生物の調査を継続して実施すべきである。」	第2部2(3)「海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進」は, 全体の分量とのバランスを勘案し, 原案のように記述しています。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
488	第2部 4	23	23ページ、「(2) 船員等の育成・確保」に次の第5段落を追加する。海洋の調査に従事できる船員の育成にも留意すべきである。 「 <u>海洋観測では、通常の船舶とは異なる操船が要求され、Aフレームやウィンチ、ホイストなどを巧みに使いこなすことが求められる。こうした特殊な作業のできる航海士や甲板員が、研究船や観測船には必要である。そのため、高度な海洋観測に従事できる船員の育成も、国家で取り組むべき重要な課題である。</u> 」	ご指摘のあった、高度な海洋観測に従事できる船員の育成については、海上輸送の確保の観点から船員等の育成・確保について記述している第2部第4(2)に示すことは適切でないと考えております。しかし、第2部7(3)イでは、海洋科学技術を支える技術者や研究支援者の育成・確保が重要であると明記しており、ご指摘の中にある高度な海洋観測に従事できる船員は、まさにここでのいう研究支援者に含まれていると考えております。
489	第2部 5	25	25ページ、下から5～2行目：「(2) 海洋由来の自然災害への対策」の中で台風に言及する。 「わが国は津波、高潮、 <u>台風等の海洋に由来する自然災害</u> ・・・」 「加えて近年では、地球温暖化により高潮等の被害が増大したり、 <u>台風が大型化する可能性が指摘</u> されており、・・・」	第1部2において「地球温暖化に伴う海面上昇及び台風の強度の増大による・・・」と記述しています。
490	第2部 5	26	26ページ、18～21行目：「このため・・・取り組む。」の文は削除してはどうか。船名まで具体的に示して1プロジェクトの推進を謳うのは、本基本計画にそぐわないと思われる。もしこの文を残すのであれば、文頭の「このため、」を削除して、「例えば、」に代えるべきである。	読者の理解しやすさのため、適度な具体性を持った記述を心がけています。
491	第2部 6	26	26ページ、下から9行目：「6. 海洋調査の推進」の内容を補強する。地球規模での観測船の運航が期待されていること、また排他的経済水域については、特に充実した体制を確立し、その維持・管理に責任をもってあたることを述べる。 「・・・着実に実施することが不可欠である。 <u>地球規模での観測船の運航調査が世界から期待されている。また特に領海・排他的経済水域・大陸棚については、その維持・管理を国際的に主張するだけの充実した調査体制を保持し、西部北太平洋における海洋先進国として、海洋環境を保全する国際的責務を果たしていかなばならない。また、このような海洋</u> ・・・」	頂いたご意見については、第1部目標1において「我が国がこれら（海洋調査）の分野で先導的取組を行うとともに得られた情報の適切な共有を図り、地球規模での環境問題の解決（略）に対し積極的に貢献することが極めて重要である。」と記述するとともに、目標2において、排他的経済水域等の維持・管理を含めた利用について、記述しています。このため、第2部では、これら目標を踏まえ、必要な施策を記述しています。
492	第2部 6	26	26ページ、下から7～6行目：「6. 海洋調査の推進」にあたって、得られたデータの解析も重要であることに触れる。 「・・・研究活動等に活用されるように適切に <u>解析、管理</u> 、提供されることも重要である。」	どのような形で「解析」されることが適当であるかをも含めて、今後の海洋情報の一元的管理・提供の体制整備の具体化に向けた検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
493	第2部 6	26~27	26~27ページ、「(1) 海洋調査の着実な実施」の第3段落として以下を追加して「着実な実施」内容を補強する。 「 <u>海洋調査を着実に実施するには、観測や航海を安心して行える状況を確認する必要がある。海賊が出没する海域での観測や通行を安全に行えるように、あるいは海面ブイや沿岸域に設置してある観測機器が盗難や人為的な損傷を受けないように、関係各国と連携しながら安全確保のための対応を国家としてとる必要がある。</u> 」	ご意見のとおり、調査が安全に実施できるよう、今後とも必要な安全の確保に向けて取り組んでいく所存であります。
494	第2部 6	27	27ページ、下から12~10行目：以下のように内容を補強しわかりやすくする。 「・・・整備する。その際、広大な海洋を監視し管理し研究するには、海洋データ・情報の国際間での迅速な交換が重要であり、国際海洋データ・情報交換システム(ICODE)に積極的に貢献する必要がある。ICODEのに関する我が国の窓口となっている日本海洋データセンター(JODC)等による・・・」	海洋情報の一元的管理・提供の目的には、海洋産業の発展を含めて記述しているため、ICODEの活動にのみ力点を置くことは適当ではありません。なお、頂いたご意見については、第2部6(4)にて「ICODE等に参画し、調査の実施及び情報の充実に先導的に取り組む」と記述してあります。
495	第2部 6	27	27ページ、下から6~5行目：以下のように内容を補強する。 「・・・人類の英知の創造に対し積極的に貢献するため、 <u>世界海洋観測システム(GOOS)、世界気候観測システム(GCOS)、世界気候研究計画(WCRP)、及びこれらのもとで実施されているアルゴ計画や世界海洋データ同化実験(GODAE)</u> 、さらには、 <u>全球地球観測システム(GEOSS)10年計画実施、統合国際深海掘削計画(IODP)、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)、北太平洋海洋科学機関(PICES)及びICODE等に参画し、する。また、非政府間機関である国際科学会議(ICSU)によって立ち上げられている海洋研究科学委員会(SCOR)による活動や、地球圏-生物圏国際協同研究計画(IGBP)に関連する国際連携研究活動にも積極的に対応し、調査の実施及び・・・</u> 」	ご指摘の「世界海洋観測システム」等についても、地球規模での環境問題の解決や、人類の英知の創造に対して、海洋調査及び海洋情報交換の観点からの施策ではありますが、該当部分においては、他の重要な個別施策について多く例示しており、原文以上に羅列することは不適当であると考えます。
496	第2部 7	28	28ページ、4~6行目：言葉の重複を避けて冗長さをなくする。 「・・・人文・社会科学も含め多岐にわたる領域に広がりを持つ。このため様々な課題の解決に向けて、 <u>人文・社会科学も含め多岐にわたるこれらの研究領域を結集して・・・</u> 」	ご指摘を踏まえ修正します。
497	第2部 7	28	28ページ、7~8行目：将来予測の観点を含める。 「また、 <u>海洋調査や、諸現象解明、将来予測等に</u> 必要な船舶やスーパーコンピュータ等、・・・」	「将来予測」は「諸現象解明」を行うための手法の一つであると考えます。
498	第2部 7	28	28ページ、「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」前文の第2段落として、以下のような評価システムの必要性を追加する。 「 <u>以下に述べる大学等による基礎研究や政策課題対応型研究においては、それぞれの方向性や研究進捗について適切な評価を受けるために、海洋に関わる関連学会を広くカバーし、学界を代表するような組織による評価や提言を受け入れる仕組みを持つことが重要である。</u> 」	総合科学技術会議における施策の優先順位づけにおいて、高評価を得ることができるよう、「(4)連携の強化 イ」において、文部科学省海洋開発分科会を活用した事前評価を中心とした仕組みを導入することとしております。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
499	第2部 7	28	28ページ、「(1) 基礎研究の推進」を図るための具体的方策が欠けている。たとえば、以下の文を追加してどうか。 「・・・普遍的な知の探求を長期的視点の下で推進する。 <u>このような基礎研究の健全な発展を維持するために、科研費における海洋分野枠の拡張や、米国のSea Grantのような研究振興基金の創設などが必要である。</u> 」	<p>新たな海洋立国を実現する上で、海洋科学技術に関する研究開発等の推進、海洋に関する教育の充実は重要な課題であり、海洋基本計画において、必要な取組を位置づけているところです。</p> <p>ご提案の新しい基盤強化のための推進プログラムについては、海洋に係る基礎研究、人材育成、新産業創出といった重要な要素を強化するためのものと承知しているが、各要素については、それぞれ分野を特定しない形で、国立大学運営費交付金等の基盤的な施策と科学研究費補助金等の競争的な施策を組み合わせで推進されている現状です。</p> <p>このため、ご提案の新規プログラムについては、海洋分野での特殊性を十分に考慮した上で、その必要性や既存施策との関係等につき整理することが必要と認識の下、関係府省と連携し、必要性の有無も含めて検討していくこととしています</p>
500	第2部 7	29	29ページ、17～19行目：以下のように内容を補足する。 「・・・確保するとともに共同利用を推進し、 <u>研究者に公平な利用機会を提供する。</u> さらに、より効果的に個々の研究を推進するため、研究成果のデータベース化、学協会との連携強化等による研究成果の共用化等を、各研究者が有すべき優先権を保証しつつ推進する。」	もとより共同利用の推進にあたって利用機会が不公平なこととなることはあってはならず、また、各研究者が有する知的所有権が保証されるのは当然のことであるのであえて記述するまでのではないと考えます。
501	第2部 7	29	29ページ、22行目：以下のように内容を補足する。 「・・・質・量ともに不足しているとされており、後継者の育成が大きな課題である。 <u>研究者として国際的にも・・・</u> 」	研究者・技術者について、とりわけ若手人材が不足している旨の記述については、平成19年度において文部科学省科学技術政策研究所が行いました、我が国研究者の意識調査に関する報告書に基づき記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
502	第2部 7	29	29ページ後半部「イ 研究者、技術者および研究支援者の育成・確保」：海洋の未来を背負って立つ研究者等の人材育成の必要性については、この部分を含め各所に述べられているにもかかわらず、主として「人材の流動化」や「競争的資金による援助」など短期的な研究成果を促進するような対策が挙げられている。これではポストドクばかりが増えて受け皿がない状況は変わらず、青少年が海に関わる研究に夢を持つことはできない。海洋に関わる雇用機会を増やすという視点が欠けており、明記されるべきである。 さらに、「研究者、技術者および研究支援者の育成」を担うべき教育機関や、アウトリーチに関わる機関についても、増設、増員を促す施策が明記されるべきである。	雇用機会の増大の視点については、「第2部8 (1)ウ人材の育成・確保」において記述しています。また、アウトリーチ活動を重視した取組についての具体的方策については、様々な取組が考えられるところですので、ご意見も踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。
503	第2部 7	29	29ページ、下から7行目：以下のように内容を補足する。 「・・・や研究支援者、研究船・観測船の船員の育成・確保も・・・」	研究船・観測船の船員についても研究支援者の中に含まれるものと考えます。
504	第2部 7	30	30ページ、「イ 事前評価による計画的な取組」には、学術会議からの提言など、科学者からの意見も反映されるべきことを追加する。 「・・・海洋開発分科会において一元積極的に検討を進めることが適当である。その際、日本学術会議からの提言など、研究者からの意見にも配慮する。」	「第2部7連携の強化 ア」の仕組みにより、経済団体、学界等よりの提案を受け止める仕組みは構築されと考えています。また、有識者より構成されている文部科学省海洋開発分科会を活用した事前評価の仕組みも「連携の強化 イ」により強化しており、趣旨については原案に含まれていると考えます。 なお、事前評価による計画的な取組については、海洋科学技術の施策のブラッシュアップを図ることが目的ですが、このためには、学界のみならず幅広い各界各層からのご意見を極力反映していく視点が重要であると認識しています。
505	第2部 9	34	34ページ、20～21行目：「漁場保全の森づくり」については、まだ科学的な根拠が実証されていない。森林から流れ出る沢水には生物生産に関わる栄養塩や微量成分は含まれていない、という報告書が刊行されている。このような状況にも配慮した書きぶりにする。 「・・・生育には不可欠であるため、地域の特性に応じて、栄養塩類等の供給や濁水の緩和を図るための方策について検討を進める等に効果が期待される「漁場保全の森づくり」を推進する。」	森林による漁場環境の保全の効果として、森林からの落ち葉や森林土壌から河川等を通じて栄養塩類等が海域に供給される効果や、樹木の根が土砂の崩壊を防いだり落ち葉などが地表の浸食や濁水の発生を抑制する効果が期待できるものと考えています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
506	第2部 11	39	39ページ, 19行目: 以下のように内容を補強する。 「・・・アルゴ計画等を初めとする世界海洋観測システム(GOOS)や世界気候研究計画(WCRP)下の研究計画, 統合国際深海掘削計画(IODP), 北太平洋海洋科学機関(PICES), 国際海洋データ・情報交換システム(IODE)等, 政府間海洋学委員会(IOC)が実施・支援している研究計画等への協力を積極的に推進する。さらに, 非政府間機関である国際科学会議(ICSU)傘下にある海洋研究科学委員会(SCOR)による活動や, 地球圏-生物圏国際共同研究計画(IGBP)に関わる国際連携研究活動にも積極的に関与する。また, 海洋分野における・・・」	例示を増やすことが、必ずしも当該部分の補強になるとは考えておらず、また、全体の分量とのバランスを勘案し、本計画の通り記述しています。
507	第2部 12	40~41	40~41ページ, 「(1) 海洋への関心を高める措置」の第5段落として、以下の内容を追加してはどうか。 「 <u>国民が日常的に海洋に触れる機会を増やし, 海洋への関心を高める方策として, 現在は一部の者に限定されている客船やフェリーによる国内外の船旅を積極的に推奨する。その際, ソーラーパネル船や風力発電船など, 環境への配慮を啓蒙できる船体であることが望ましい。</u> 」	青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、全国各地において体験を重視した学習の機会の充実を図ることが重要と考えます。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、船を体験するような機会を増やすことも含め様々な学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。
508	第2部 12	41	41ページ, 15行目: 以下のように内容を補足する。 「・・・高等学校の教科「水産」や「地学」の学習指導要領の・・・」	高等学校の「地学」においては、既に学習指導要領において、海洋の現象や観測方法などに関する科学的な知識等について学習することとなり、今回は「水産」について充実することとしております。
509	第2部 12	41	41ページ, 17行目: 洋上研修を推奨する。また、小・中学校での教育についても言及する。 「・・・高等学校の実習船等の整備を推進する。大学、財団、学会等が主催する高校生向け洋上研修行事の充実を図る。さらに、小・中学校も含め、社会や理科等において海洋に関する教育・・・」	青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、全国各地において体験を重視した学習の機会の充実を図ることが重要と考えます。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、様々な学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。 また、(2)における学校教育の記述は、小・中・高等学校を対象としたものですが、このことを明確に表すため、修正いたします。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
510	第2部 6	27	「第2部6 (3) 海洋に関する情報の一元的管理・提供」2行目(27頁)の「海国、津波・高潮ハザードマップ、港湾図、自然公園区域図や漁業権区域等」の中に、海岸法に規定する「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」を追加されたい。	社会に存在する海洋に関する情報の例示を示したものであり、例示された項目とされていない項目との間における優劣を表したものではないため、原文の変更は不相当であると考えます。なお、いただいたご意見については、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。
511	第2部 2	18	「第2部2海洋環境保全」18頁3行目の「なお、二酸化炭素の吸収等海洋による気候変動の緩和」を「なお、植物プランクトンの光合成による二酸化炭素の吸収等海洋による気候変動の緩和」にされたい。	ご指摘の点については、二酸化炭素の吸収等海洋による気候変動の緩和に含まれるものと考えており、全体の分量とのバランスを勘案し、原案のように記述しています。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
512	総論	5	5p-18行 な治安問題が存在するとともに周辺海域と沿岸部においては、密輸、密航、密漁、不審船	例示は国民の理解促進のために必要なものとして記述しており、原案で十分意図は達成されているものと考えます。
513	第1部 1	7	7p. 22行 おける密輸・密入国、密漁、工作船 . . .	例示は国民の理解促進のために必要なものとして記述しており、原案で十分意図は達成されているものと考えます。
514	第1部 6	14	14p. 17行 求・解明していくことが必要である。)り、その上に温暖化抑止の海の機能助長イノベーションを指向する。主要先進国 . .	ご意見にある文言は、広く受け入れられてはいないと考えますので、本計画の通りの記述とさせていただきます。
515	第2部 1	16	16p. 2行 る。また、漁業生産力の減少が著しい沖合海域においても、(基礎生産力を向上させるため、)新たに基礎生産力向上海域の創造、産卵場、 . . .	当該部分は、沖合海域においても「基礎生産力を向上させる」施策が必要であること等を記しており、ご意見の趣旨は反映されていると考えます。
516	第2部 1	16	16p. 21行 間企業(に引き継ぐ)と共有する。	当該部分の趣旨は、海洋のエネルギー・鉱物資源の探査・開発から商業化に至る国と民間企業の基本的な関係を説明することにありますので、本計画の通り記述しています。